

令和7年教育委員会第8回臨時会会議録

開会日時 令和7年7月29日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時39分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 井口 信二
委 員 久保 洋子
委 員 壺 内 明
委 員 谷 部 憲子
委 員 田 中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

書 記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委 員 井口 信二 委 員 久保 洋子

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、井口委員と久保委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が3件、報告事項等が1件でございます。

それでは、議案第55号「柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画について」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは、議案55号「柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画について」ご説明させていただきます。

「提案理由」でございます。柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画を策定するため、本案を提出するものでございます。本件については5月の教育委員会及び6月の文教委員会にて案として報告をさせていただいた内容に加え、6月に開催した保護者及び近隣住民に向けた説明会の質疑等を合わせて報告させていただきます。

ページをおめくりいただきますと、「柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画」でございます。こちらは体裁等の軽微な箇所を除き、前回報告した際と変更ございません。

右上に「参考資料」と記載してある資料をご覧ください。保護者及び近隣住民向け説明会を行いましたので、その結果を報告するものでございます。令和7年6月27日に東柴又小学校、28日に柴又小学校にて開催し、合計20名の方が参加されました。また、説明会と同内容の動画を区公式YouTubeにて公開しており、7月18日時点の再生回数は185回となっております。

右上に「別紙」と記載してある資料をご覧ください。説明会での質疑の内容をまとめてございます。項番1、桜道中学校を改築するために柴又小学校と東柴又小学校を統合するのかというご質問につきましては、各学校を単独で改築した場合に騒音や振動が児童・生徒に影響が及ぶ懸念があったこと、東柴又小学校で単学級が発生する見込みがあったため教育環境の向上を目的として統合することを回答いたしました。項番4、説明会は今回で終わりなのかというご質問につきましては、令和4年度から説明会を12回開催し地域の方々のご意見を伺っていることと、今後も説明会を行います。ご要望があればこちらから説明に伺うことを回答いたしました。項番7、東柴又小学校に新校舎を建てる場合柴又街道を渡って登下校することになり危険である、東柴又小学校跡地に統合小学校を建てることは決定しているのかというご質問につきましては、敷地が広い東柴又小学校を建設地に選定したこと、通学路には柴又街道を通過する場所もあるため、学校、警察及び地域と連携し児童の安全確保に努めていくことを回答いたしました。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 令和8年度から13年度までという長い時間をかけて改築をすることになると思いますが、歴史的なところも踏まえてやってほしいなと思います。その中で、校名について今アンケートをしていると思うのですが、どのようなものが候補に挙がっているのかということと、令和13年度の改築完了後、現在の柴又小学校の校舎はどのように利用していくのかということをお聞きしたいです。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 統合小学校の校名につきましては、「しばまた」という名前にちなんだものが多い状況でございまして、件数としては200件ほど候補が上がっております。選定した結果については11月頃にまずは教育委員会で報告させていただきます。

また、柴又小学校校舎の活用につきましては、桜道中学校の改築が完了する令和19年以降となります。その活用方法につきましては、行政需要や地域需要を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 校名のアンケートについては私自身も回答しましたので、主要な候補を3、4個ほど教えていただきたかったのですが、いかがでしょうか。

○教育長 まだ選考中というところですので、現時点での回答は控えさせていただければと存じますが、よろしいでしょうか。

○壺内委員 了解しました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

久保委員。

○久保委員 公共施設の建て替え全般に関してですが、一つの建物に複数の部の施設が入ることが多くなっています。例えばにこわ新小岩には区民事務所や児童館などが入っており、今後の施設建て替えについても部を横断した検討が必要になってくると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 例えばよつぎ小学校・四ツ木中学校の校舎に四つ木地区図書館を合築するケースもありますし、二上小学校と二上保育園の合築を行うなど学校改築においても複数所管の施設を入れている例があります。施設の効果的・効率的な活用という観点から、今後も地域の実情に合わせ、施設部と連携して検討を進めていきたいと考えております。

○教育長 久保委員。

○久保委員 地域の利用者目線で施設を作っていくというの必要がありますが、今後の人口動態や

街づくりに合わせた検討も必要になると思います。全庁的な動きについては施設部や政策経営部がリードしていくものと思っていますが、教育委員会としては子どもの健全な育成ができることが第一だと思いますので、意見を通せるよう調整を進めていただければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 説明会での質問のうち項番7について、柴又街道を渡っての登下校は危険との意見がありました。柴又街道での事故の件数など、客観的な情報があれば教えていただけないでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 私の知る範囲におきましては、過去に事故が発生したという報告は受けたことはございませんが、小岩から金町を結ぶ道路ということで、交通量の比較的多い道路であることは承知しております。地域の方や警察と協力し、登下校時における通学路の児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知いたしました。葛飾区には他にも環七や国道6号線のような大きな道路があります。今後も改築や統廃合で通学路の変更があるかと思っていますので、その際は何か基準をつくり、通学路の危険性を評価できるようになるとよいのかなと思いました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第55号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第55号について、原案のとおり可決といたします。

○教育長 次に、議案第56号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第56号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

提案理由でございますが、花の木小学校及び東金町小学校の通学区域を改める必要があるもので本案を提出するものです。1枚おめくりいただいて、新旧対照表をご覧ください。右が改正案で、下線部が変更箇所となっております。改正の内容でございますが、小学校の部において、新宿六丁目2を花の木小学校の通学区域とするものでございます。なお、この規則は令和8年4月1日から施行し、この規則の施行の際現に葛飾区立東金町小学校に在学している者に係る通学区域は、なお従前の例によるとしております。

次ページに参考資料として変更後の通学区域図をつけております。青線で囲っている部分が花の木小学校の通学区域で、斜線の部分が新宿六丁目2でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いしたいと存じます。

谷部委員。

○谷部委員 ありがとうございます。こちら、通学区域が変更するに当たって、地域の方ですか、保護者の方には説明はされたのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今年の1月に保護者の方向けに説明を行いまして、2月には新宿六丁目2番にお住まいの方を対象に2回説明会を実施したところでございます。また、新宿六丁目2番にお住まいの方には本年の5月にも再度周知を実施しております。

○教育長 よろしいでしょうか。

井口委員。

○井口委員 この地域はマンションの建設などもあり、通学区域の変更が頻繁に行われていると思います。以前花の木小学校の校長をしていましたが、通学区域が南北に長く驚いた記憶があります。消防署の奥の水元三丁目については水元小学校も近いですし、花の木小学校と東金町小学校の通学区域の間にある長方形の地域は原田小学校になっていたりもするので、次回検討の際は地域の方々のお考えもありますけれども、周辺の学校を含めて上手く割り振っていただければと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今後東金町一丁目西地区にマンションが新築されるという話もありますので、次に通学区域を見直す際に検討させていただければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

久保委員。

○久保委員 今回の資料については、文教委員会でも出す予定でしょうか。

○学務課長 今回は規則の改正となりますので、教育委員会のみで扱う案件となります。文教委員会については令和7年1月に報告を行っています。

○久保委員 確認となりますが、文教委員会での報告の際も今回参考資料としていただいている資料を用いて説明したという理解でよろしいでしょうか。

○学務課長 完全に同じ資料ではありませんが、同じようなイメージ図をつけて説明しております。

○久保委員 経験則なのですけれども、区議会議員さんでも区全域の把握はしづらいところがあります。私も先ほど「水元の消防署のところが」という話が出てやっと「ああ、この辺りは

原田小学校の通学区域なのだな」と気づいたところがありますので、通学区域に絞らず広域的に見られるような資料を作成いただけると議論しやすいのかなと思いました。

○学務課長 ありがとうございます。広域的に考えられるよう、今後の資料作成については工夫できればと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 今の質問に関連しますが、花の木小学校は通学区域が南北に長く、中学校への進学の際は金町中学校と水元中学校に子どもたちが分かれることもありますので、中学校の通学区域についても併せて考えたほうがよいのかなと思いました。

○学務課長 ありがとうございます。今後通学区域の変更がある際は、中学校についても確認できるよう、資料作成の方法を検討してまいります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 56 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 56 号について、原案のとおり可決といたします。

○教育長 次に、議案第 57 号「葛飾区登録有形文化財の登録及び葛飾区指定有形文化財の指定について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは議案第 57 号「葛飾区登録有形文化財の登録及び葛飾区指定有形文化財の指定について」をご説明いたします。

提案理由でございます。葛飾区登録有形文化財の登録及び葛飾区指定有形文化財の指定をする必要があるので本案を提出するものです。

葛飾区文化財保護条例第 4 条及び第 13 条の規定に基づき、次のとおり葛飾区登録有形文化財の登録及び葛飾区指定有形文化財の指定を行います。

1 の文化財の名称は旧たなかや料亭、2 の所有者は株式会社中村住販 代表取締役 中村文隆、3 の文化財の所在地は柴又七丁目 3 番 8 号です。

おめくりいただきまして、文化財保護審議会からの答申をつけております。「旧たなかや料亭」は、帝釈天題経寺参道に立地する大正期前半の料亭建築で、2 階建料亭として典型的な形式を有し、現存する柴又の建造物の中でも、最古級の希少な遺構です。さらに葛飾柴又の文化的景観を構成する重要な要素となっており、本区の都市史・建築史上、欠くことのできない貴重な建造物として「葛飾区文化財登録・指定基準」に合致するため、葛飾区指定有形文化財に

指定することが妥当とされております。なお、本建造物の保存に当たっては、復元・修復工事を行う必要がある旨、意見が付されております。

本件についての説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 57 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 57 号について、原案のとおり可決いたします。以上で議案等を終わります。

次に、報告事項等に入ります。報告事項等 1 「令和 6 年度葛飾区スポーツ活動助成実績について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは報告事項等 1 「令和 6 年度葛飾区スポーツ活動助成実績について」の報告をいたします。

1 の概要です。葛飾区文化・スポーツ活動振興条例に基づき、スポーツ活動に関する国際的規模の行事、全国規模の行事並びに関東、東京都を地域的規模とする行事に参加した個人又は団体に対して、その参加に要する経費の一部を助成した実績について報告するものです。

2 の助成件数、参加者数及び助成金額ですが、助成件数は 64 件、参加者数は 351 名、助成金額は 2,658,416 円となっており、その内訳は交通費が 1,871,153 円、運搬費が 59,443 円、宿泊費が 727,820 円となっております。詳細は別紙のとおりでございます。ご説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございましたらお願いしたいと存じます。田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。ホームページを拝見しまして、宿泊費が 1 人 1 泊 7,000 円となっているのかなと思っております。私も出張などで宿泊するのですが、東京はもちろん他の地域でも近年宿泊費が上がってきており、1 万円以上かかる場合もあります。これについて、利用者からご意見などありましたらお聞かせください。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、要綱に基づき、1 人 1 泊 7,000 円となっておりますが、インバウンドの影響により宿泊費が上がっている状況でございます。今後、財政課などと協議して、助成金額について検討していきたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

久保委員。

○久保委員 生涯スポーツ課さんがスポーツ活動助成を行われているとのことですが、11月に行われますデフリンピックについても、葛飾区からもサッカーで1名出場すると思いますが、助成の対象になるのでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 葛飾区からオリンピック・パラリンピックを目指すアスリートには、葛飾区トップアスリート支援事業の中で、年間30万円の助成を行っておりますので、そちらで対応しているということでございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 確認ですが、1人あたり30万円助成されているという理解でよろしいでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 はい、年間1人あたり30万円です。

○久保委員 指導員の謝礼ですとか、宿泊費なども対象になるということでよろしいのでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 年間1人30万円でございます、例えば介助ですとか謝礼などの活動にかかる費用も含めて助成しているということでございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 コーチなどの宿泊費もこちらの助成の対象になるということでよろしかったでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 分かりにくくて申し訳ございません。あくまで選手に対して諸活動の経費を助成するものとなります。

○教育長 今回ご説明差し上げた助成制度とトップアスリート事業はまた別の事業ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは報告事項等1を終わりといたします。

以上で、本日ご用意した案件は終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和7年教育委員会第8回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時39分